INTILAQ 寄付金取扱規約

＜目 的＞
第1条 この規約は，一般社団法人 IMPACT Foundation Japan（以下、法人と言う）における寄付金の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

＜受 入＞
第2条
1. 法人は，INTILAQ 東北イノベーションセンターの運営目的に適う寄付金を受け入れるものとする。

2. 次の各号に掲げる条件の付された寄付金は受け入れることができないものとする。
(1) 寄付者に対して寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
(2) 暴力団関係者又は反社会的行為をされる方からの寄付。
(3) その他、法人運営上支障があると認められる場合。

＜寄付金の申込＞
第3条
寄付金の申込みに際しては，法人は寄付者より所定の寄付金申込書の提出を受けるものとする。

＜メタルプレート取扱＞
第4条
1. 金額に応じて該当するメタルプレートに寄付者の氏名（会社名）と寄付日を印字する、もしくは寄付者自ら、同内容を手書きするものとする。
2. 印字分については、毎月 15 日までにお申込書の提出とご入金が確認できた分について、当月末日までにメタルプレートを作成し掲示する。
3. 掲示期間は掲載開始した日の翌月 1 日を起算としてそこから 3 年間とする。
4. 次の各号に掲げる条件の付された場合は期間内においても掲示を取り外すことができる。
(1) 第2条2項に該当する条件が判明した場合
(2) 施設の点検、補修及び改造等施設の管理運営上やむを得ない場合

＜管理＞
第5条 寄付金は，法人経理担当者が管理する。

＜その他＞
第6条（本規約に定めのない事項）
本規約に定めなき事項が生じた場合には、本規約の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。

＜規程の変更＞
第7条 本規約の変更は、利用者の事前の承諾を得ることなく、法人が変更できるものとする。

付 則
この規程は，平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

制 定 平成 29 年 10 月 1 日